

[秘書広聴課 所管]

○結婚相談に要する経費（02010111） 2,298 千円（2,299 千円） 予算書 P36

〈一財：2,298 千円〉

（目的及び期待する効果）

市民に対する結婚相談を積極的に推進し、併せて市民の福祉の増進を図る。

（内容）

- ・結婚相談推進員及び結婚相談員が結婚希望者の相談に応じるほか、結婚相談に係る様々な啓発及び広報、推進活動等を行う。
- ・結婚相談日を週2回及び第3日曜日に設定し、結婚希望者の相談に応じる。
- ・出会いのきっかけとして、市主催の婚活事業や石岡市・鹿嶋市・坂東市の3市合同婚活事業を開催する。

○広聴・広報に要する経費（02010201） 14,998 千円（13,496 千円） 予算書 P37

[企画部 企画課 所管 2,377 千円含む]

〈その他：1,102 千円 一財：13,896 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・諸収入：広告掲載料 1,102,000 円

（目的及び期待する効果）

- ・市民と行政との協働のまちづくりの推進を図り、円滑な行政運営並びに市政の情報を広く周知するため、広聴・広報活動を推進する。
- ・広報紙及び坂東市ホームページに企業等の広告を掲載することにより地域産業経済の振興、自主財源の確保及び市民生活の利便性の向上を図る。

（内容）

- ・「広報坂東」及び「広報坂東お知らせ版」の発行により市政情報を発信する。
- ・区長懇談会、ホームページ内の市政へのご意見・ご要望、市民の声の広報紙刷り込み等により市民意見を聴取する。

○市民相談に要する経費（02010203） 3,936 千円（3,805 千円） 予算書 P38

〈一財：3,936 千円〉

（目的及び期待する効果）

複雑多様化している市民からの相談に専門の相談員が応じ、問題解決の助言を行い、市民の安定した生活に資する。

（内容）

- ・家庭内の悩みごとや心配ごと、日常生活上の困りごとなどについて、市民相談員が相談に応じ、問題解決の助言を行う。
- ・無料法律相談を市役所で毎月1回、猿島会場で隔月1回開催、行政相談を市役所と猿島会場で交互に毎月1回開催する。

[農業委員会事務局 所管]

○農業委員会運営に要する経費（06010102） 17,343 千円（17,633 千円） 予算書 P102

〈国・県：1,648 千円 その他：9 千円 一財：15,686 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・県委：農業委員会費委託金 1,648,000 円
- ・諸収入：農業者年金業務委託金 9,000 円

（目的及び期待する効果）

農業の維持発展のため意欲ある担い手の確保・育成とともに、認定農業者、農地所有適格法人等の経営支援に積極的に取り組み、優良農地確保・効率的利用及び望ましい農業構造の実現にむけ、農地利用集積事業等を通じて農地の保全と有効利用の促進を図る。

（内容）

- （１）農業委員会総会・調査会（各月１回）の開催
- （２）農地の権利移動・設定及び転用関係の許認可について農地を守る立場からの助言指導
- （３）農地・農政部会会議及び研修会への参加、実施
- （４）農業施策に対する関係機関への建議
- （５）農地パトロール等による農業及び農地の実態把握

〔監査委員事務局 所管〕

○監査事務に要する経費（02060102） 1,423 千円（1,421 千円） 予算書 P62

〈一財：1,423 千円〉

（目的及び期待する効果）

地方自治法及び地方公営企業法に定める監査、検査及び審査を実施する。

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理または市の事務の執行が、地方自治法第２条第１４項及び第１５項及び財政健全化法の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかに留意し、積極的かつ指導的に実施し、市事務事業の適正及び効率的な執行を図る。

（内容）

１．例月出納検査

会計管理者及び企業管理者の現金出納事務の執行についての検査。（毎月実施）

２．決算審査

一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計）の決算書等について、予算の執行または事業の経営等の執行についての審査。

財政健全化法に基づく、一般会計、特別会計及び公営企業の決算に係る各比率の算定の基礎となる書類の審査。

３．基金の運用状況審査

基金運用の適正及び効率的な執行など運用状況についての審査。

４．定期監査

予算の執行、収入、支出、契約、財産管理等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査。（毎会計年度１回以上実施）

５．行政監査

監査委員が必要と認めるとき、市の事務事業の執行について行う監査。

６．随時監査

監査委員が必要と認めるとき、随時財務に関する事務の執行等について行う監査。

７．財政援助団体に対する監査

監査委員が必要と認めるとき、市が補助金等の財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理受託者及び出資団体に対し、出納その他の関連する事務の執行について行う監査。

８．住民の直接請求に基づく監査

選挙権を有する者及びその総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から出された請求の監査。

９．住民監査請求に基づく監査

市長または職員について、違法若しくは不当な公金の支出等に対し、市民から出された請求の監査。

10. 議会の請求に基づく監査

市の事務の執行に関し、議会から請求があったとき行う監査。

11. 市長の要求に基づく監査

市の事務の執行に関し、市長から要求があったとき行う監査。